**平成２８年（フ）第６号**
宮崎県日南市南郷町中村乙4862番地１　目井津団地202号室
債務者　福田　廣見
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
宮崎地方裁判所日南支部

**平成２８年（フ）第３号**
岩手県宮古市宮町２丁目２番１―207号　県営住宅、旧住所栃木県真岡市久下田1378番地１　コーポクラウディア103号
債務者　相良　正次
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

**平成２８年（フ）第１９号**
兵庫県伊丹市中野北３丁目１番16―405号
債務者　藤井　英司
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２８年（フ）第１４号**
兵庫県西宮市南郷町８番９―303号
債務者　山本祥子こと　ファゲルバーグ祥子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第１８号**
兵庫県尼崎市宮内町１丁目34番地　セルジュＹＳ出屋敷805号、前住所千葉県松戸市馬橋1446番地の１　ＢＬＵＥＳ・ＨＯＵＳＥ―Ｆ号
債務者　近重信之介
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

## 破産手続終結

**平成２６年（フ）第５９８号**
名古屋市南区元塩町３丁目２番地
破産者　有限会社ヤマキ
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第３４７号**
名古屋市中区栄１丁目13番４号みその大林ビル10Ｆ
破産者　株式会社プライムマーケットデザイン
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１２７２号**
最後の住所　愛知県北名古屋市熊之庄城ノ屋敷3156番地２　全優マンション303号、従前の住所愛知県北名古屋市片場都39番地２
破産者　亡近藤文夫相続財産
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第３７６９号**
大阪市西淀川区西島１丁目１番２号
破産者　有限会社山一工業
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４６８６号**
大阪市福島区玉川３丁目５―14、商業登記簿上の本店所在地大阪市福島区野田１丁目１番86号　大阪市中央卸売市場内
破産者　株式会社利洋
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３７３１号**
大阪府寝屋川市明徳１丁目３番36―402号
破産者　大経物流有限会社
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３８１８号**
大阪市生野区鶴橋４丁目１番38号
破産者　株式会社ナカニシ
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第７９号**
茨城県龍ケ崎市砂町2733番地１サンライズ403
破産者　株式会社スカイライフ
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２７年（フ）第６８３号**
東京都青梅市新町４丁目29番地の３コトブキマンション406
破産者　赤嶺　一人
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第１２６号**
三重県四日市市大字塩浜61番地の１
破産者　株式会社永井工業
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２７年（フ）第１８２号**
三重県四日市市楠町北五味塚387番地１
破産者　早川武浩こと　ＫＩＭ　ＭＵＨＯ　金武浩
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２７年（フ）第４０９号**
兵庫県尼崎市東難波町５―17―23　第一住建尼崎ビル601Ｂ、商業登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市熊野町９番21―101号
破産者　信和貿易株式会社
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係